

電子環境下における文献提供サービス

国立国会図書館
逐次刊行物部複写課長
吉本 紀

第 21 回業務交流の訪中団の一員として、文献提供というテーマで報告することができることを光栄に存じます。

1. 報告の目的

- (1) 文献提供というと、かなり広い範囲の活動を意味するが、ここでは内外の一般公衆と各種図書館を対象とした遠隔サービスに的を絞る。来館者に対するサービスと国会議員及び行政・司法各部門を対象とするサービスは、独立したテーマとするのがふさわしいし、これまでも議論されている。
- (2) また、遠隔サービスの中でも、貸出・複写と電子図書館サービスとは、サービスを行う側から見ると、異なる類型であることに留意したい。
- (3) ここでは、主として3つのことを報告したい。第一に、文献提供サービスについて、現在の動向を簡単に紹介すること、第二に、特に中国に対するサービスを見ることによって、日本語文献に対する国際サービスの現状を紹介すること、第三に、いま国立国会図書館が、内外の文献需要に応えようとして、何を目指しているかということ。

2. 国立国会図書館の遠隔サービスの現在の動向

2.1. 手段は貸出と複写

- (1) 創設以来 50 年の遠隔サービスの歴史を少々乱暴に要約すると、遠隔サービスの手段は貸出と複写であった、貸出も複写も、納本図書館としての保存義務との相克に悩みながら、サービス体系の中では、あくまで来館利用を補完する位置付けであった、とまとめることができる。
- (2) もっとも、貸出も複写も長い間には変化、発展を遂げた。その要因は、第一に国内の利用者及び図書館員の意識の変化、第二には技術の進歩、であった。

2.2. 国立国会図書館の利用者は誰か

- (1) 1 億 2000 万人の国民に対して、来館利用者は年間 40 から 50 万人にすぎない。国立図書館として普遍的な（広範な蔵書を来館しない内外の利用者にとという意味）サービスを行うためには、遠隔サービスを充実させる必要がある。そのために、先に述べた制約の中で、どのような道があるかが議論された。

(2) 国立国会図書館が見出した答えは、図書館協力であった。1986年に行った機構改革の大きな眼目はここにあり、図書館協力機能を一つの部署に集中させ、「図書館の図書館」として認識されるよう努力し、遠隔サービスを重視し始めた。

(3) このような意識の変化・発展のあったところに、最近の通信技術の飛躍的發展が重なって、次の段階である関西館構想が成り立っている。これは、これまでの業務交流でも幾度かご紹介したもので、4. で述べる。

2.3. 技術の進歩

図書館の実務にとって、技術の進歩は大変重要である。通信技術だけではなく、ずっと昔には複写機器もそうであった。日本では、電子式複写が1965年前後から普及した。遠隔サービスが可能となったのは、この電子式複写機の普及と進歩のおかげである。1970年には4台であったのが、現在では、約40台の複写機器がフル操業し、10種類のメニュー、年間500万枚（遠隔サービスは約40万枚）の、いわば小口多品種大量の複写物を生産している。

2.4. 供給が需要を喚起した

(1) 複写需要は、この複写機器の普及で顕在化し、従来の直接来館の補完的役割ではすまなくなりつつある。

(2) 私たちの図書館は、これまで、書誌情報を整備して（蔵書の全部ではないが）インターネットやCD-ROMなどで電子的にも提供し、全国の図書館と協力関係を築き、利用のしやすさを目指してきた。こうした努力が総て、遠隔サービス需要の拡大に繋がっている。

(3) いま重視しようとしているのは、この遠隔サービスに対する需要の増加に 대응することである。目録の整備などによるこれまでの図書館側の努力と技術の進歩のおかげで、需要に 대응することができる程度が、遠隔サービスにおいて特に大きい。この時期をのがさず内外の期待に応えること、これが図書館として重要であると考えている。

2.5. 資料資源

それでは、遠隔サービスの資源となる資料はどうか。これには二つの要素がある。

(1) 第一にその数。日本語の文献については、納本機能を生かして収集する手段を持っている。ところが、外国の文献は、国内の文献需要を満たすためには、いくつかの課題があった。特に、科学技術分野とアジア諸国の文献の収集に力を入れる必要が指摘されていた。

(2) 第二に、保存と利用の相克。文献提供サービスにとってこれは今でも課題である。100%解決できる方法はない。同じ文献を二つ以上用意する、マイクロ化する、資料を破損させない複写機器を開発する、電子化する、他の機関が電子的に提供する文献を利用する、という複数の手段を、利用頻度や著作権などの制約条件に応じて効率的に組合せるのが現に採られている方策である。関西館はその一つの回答である。

3. 国際的貢献

3.1. 外国への遠隔サービス

(1) 初めに2000年4月から2001年3月の1ヵ年の遠隔サービス件数（国会、行政・司

法を除く)。このレベルの規模にとどまっている理由は何であろうか。

依頼件数	国内外	外国	中国本土	香港	台湾
貸出件数	14,372	639	1	119	50
複写件数	87,647	1,576	4	320	58

(2) 国外からの需要に対する国立国会図書館の遠隔サービスの特徴は、料金見積りを前もって行うことや場合によっては著作権許諾の仲介を行うことがあるので、非常に丁寧であること。しかし、それだけに時間がかかり、かつ料金決済が国の会計制度を反映して面倒で、しかも高価であることが指摘されている。これらの課題の解決も、遠隔サービスの課題である。

(3) もう一つの問題意識は、日本語文献に対する需要がどれほどあるかということ。私どもの図書館はこのことに関する共通の客観的認識を持つに至っていない。

(4) 書誌情報があまり提供されていないという理由もあると思われる。OCLCの目録データ提供館となっている日本の図書館もわずかである。これも、遠隔サービスの課題の一つである。

3.2. 中国との関係

さて、遠隔サービスの分野における中国との関係について、次の二つの面から考えてみたい。

(1) 日本の文献に対する中国国民の需要

先述の貸出、複写件数データによれば、中国本土からの需要は、不便などを考慮しても、需要は少ない。これはなぜか。この場合の問題意識は、需要があるか、中国国民が求める日本の文献が中国にない場合どういう手段に出ていたか、日本は中国国民の文献需要に応えることができるだろうか、という3点に要約できる。が、この回答を調査した上で、私どもが自らに課すべき遠隔サービスの課題である。

(2) 中国の文献に対する日本国民の需要

これが、関西館の目的の一つであった。正確に言うと、中国だけではなくアジア諸国の文献に関する日本国内の代表的なコレクションの一つになって、日本国内の文献需要に応えたいと考えた。意向書の第五でご協力いただいた成果もその一つである。

4. 電子環境下における文献提供サービス

4.1. いま私どもが目指していること

(1) 地理的・時間的制約のない普遍的サービス

1989年の第9回業務交流においても、複写業務が議論された。そこでは、中国国家図書館を中心とする全国的な規模のマイクロ化計画が語られ、電子式複写も1日一万枚の規模に及ぶことが紹介された。

それから12年が経ち、いまや中国は、デジタル化とか電子図書館とかの名称で呼ばれる分野で世界トップレベルのプロジェクトを推進されていると承知している。さらに、複写サービスも、その後の飛躍的な発展に比例して、かなりの規模に達していること

と推測する。

国立国会図書館の遠隔サービスは、2. で述べた現状から、その目指す方向を一口で要約すれば、全国民に対して地理的・時間的制約のない普遍的サービスを行う、ということであることがお分かりいただけると思う。

(2) 強力な手段の第一。インターネット

これまでは、どんな文献があるかということを知るのにも、来館したり、近くの図書館に行かなければならなかったが、これがインターネットで検索できるようになりつつある。

また、文献の複写物入手の申し込みも、この検索結果を基に行えるようにシステムを開発しつつある。

(3) 強力な手段の第二。電子図書館

同じ文献提供でも、複写は、個々の具体的な要求に個別に応える仕組みであるのに対し、電子図書館は、図書館が文献を先に用意して、それを利用者がいつでも利用できるようにするものであるという点で、異なるサービス類型である。

民間機関は、著作権に関する許諾を初めから解決しておいて、商業ベースで採算の合う分野や対象のみを手がけているが、国立図書館としては、別の姿勢がある。この分野は先端部分であるので、先見性を持って果敢に挑むのが国立図書館の役割である。現在は、国の財産としての価値や学術的価値の観点から優先順位を定め、大量の著作権上の無償許諾を得つつ実施している。これは、昨年の業務交流の主たるテーマであった。

4.2. 需要に応えるために何をしているか

基調報告で紹介したシステムの開発とともに、次の準備をしている。

(1) 情報資源の整備

関西館の資料構築の考え方は、第一に文献提供用出版物、第二に科学技術分野の文献、第三にアジア関係資料である。

文献提供における利用と保存の相克を克服するために、関西館に、日本国内刊行の雑誌や図書をできるだけ多く収集している。最近刊行の部分が多く、文献提供用の資料資源として、東京本館にあるものとは別に利用される。

歴史ある資料は、新たに収集することは難しいが、電子化やマイクロ化の優先順位を上において文献提供に備えるという考え方が共通認識となりつつある。

(2) 書誌情報の整備

現在国立国会図書館のホームページからは、大戦後の国内刊行図書と、外国刊行図書の一部の書誌情報を検索することができる。しかし、これは、蔵書の重要な部分ではあるが、ごく一部に過ぎない。2002年から翌年にかけて、国内刊行図書の全部、国内刊行雑誌記事論文情報など所蔵資料の中核部分を公開する予定である。これにより、遠隔サービスの基盤となる情報が提供される。

中国語文献の書誌情報についても、同様の公開予定であるが、複写・貸出の申し込み機能についてはまだ時間を要する見込みである。

(3) 国立国会図書館全国総合目録データベース

昨年ご紹介した全国総合目録データベースは、特に貸出について、強力な手段である。先

に述べた 1986 年以降、貸出重要は増加したが、この全国総合目録の発足後の特徴は、参加館の増加、国立国会図書館の貸出冊数は横ばい、の二つである。これは大変特徴的な現象である。つまり、リソース・シェアリングが進んで全国規模の相互貸借は拡大して、階層的でない真のネットワーク化が進んでいるということの意味する。

(4) 中国に関する情報資源

一定の収集方針に基づき昨年度から収集を強化している。日本語文献、欧文文献のほか、中国語文献では、中国国家図書館の協力を得て、2002 年度中に図書約 5000 タイトル、雑誌 250 タイトル、新聞 45 タイトルを追加する予定である。中国の人文科学、社会科学、科学技術分野の基本的な現在水準を、日本国内で知ることができるような情報整備を目標としているので、今後とも中国国家図書館の協力を得たいと願っている。

4.3. 乗り越えるべき制約条件

複写物を提供する伝統的遠隔サービスについては著作権法と料金が、電子化については以下のすべての問題が課題として認識されている。

(1) 著作権法遵守との両立

複写の場合、日本の著作権法は、図書館における複写に関する著作権者の権利制限規定として「図書館においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館資料を用いて著作物を複製することができる。」としてその第一に「図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合」というのがある。多くの場合この規定によって複写が可能となっている。

電子図書館については、昨年の業務交流で、孫副館長は、一冊ごとに著作権者の許諾を得る、図書館でデジタル化が可能となるように立法化を図る、著作権管理センターに供託金を納める、という 3 方法に整理された。日本の場合も殆ど同じ整理の仕方ができる。

(2) 料金

現在の国立国会図書館では、貸出の場合の返却送料、複写の場合の紙代、役務代、機器使用量などは、利用者が負担する。一般的な利用を越えて利益が個人に帰するような場合に要する費用は、その利益を受けるものが負担するという考え方である。問題は、金銭授受が、国の会計原則(現金主義など)により行われているため、クーポンやクレジットが利用できないこと、あるいは外貨支払いが非常に手間取ることである。

電子図書館サービスの場合、デジタル化の費用が莫大であるため、その費用は、利用者が負担すべきであるという考え方と、国の政策として税金で作成したのだから無料で提供すべきであるという考え方があったが、現段階では後者の考え方が採用されていると言える。

(3) 技術的問題

電子図書館の技術は日進月歩で、ソフトウェア、ハードウェアの進歩を織り込んで取り組まないと折角デジタル化しても後から使い物にならないということが起こり得る。また、意外に思われるかもしれないが、機械ではなく撮影技術という人間の能力に依拠している部分がかかりある。

(4) 財政負担

電子図書館サービスは、その作業にも著作権調査にも機器使用量にも莫大な費用を要する。デジタル化した情報を提供するシステムを開発し維持するためにも費用を要する。

5. おわりに

(1) 遠隔サービスは、具体的に言うと、依然として貸出と複写によるものが主である。電子環境下においても、複写による文献提供が、国立国会図書館の遠隔サービスにとってもっとも強力な手段として、内外の利用者から期待されている。

(2) 他方、電子図書館の分野では、普遍的にサービスを行うには課題が多い。むしろ、国立図書館としては、特定分野や特定資料群について果敢に取り組むことに対する先見性が求められており、この点は中国の図書館に学ぶことが多いと思う。

(3) 報告は以上である。現在飛躍的な発展を遂げられている中国国家図書館における文献提供サービスのご経験をお聞かせいただいて、議論をし、学習成果として私どもの実務に生かしたい。